別添

正当な理由の範囲等について（平成３０年度前期以降）

１　正当な理由の記載

特定事業所集中減算に係る届出書を作成した結果、いずれかのサービスで８０％を超えている場合で、８０％を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合は、届出書の該当する正当な理由に○をつけてください。正当な理由がない場合は、減算となります。

なお、減算に該当することとなった場合には、特に通知等は行いませんので、**「特定事業所集中減算に係る届出書」と合わせて、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出のうえ、当該事業所が実施する居宅介護支援のすべてについて、前期分にあっては１０月分から翌年３月分まで給付管理の請求について、後期分にあっては４月分から同年９月分までの給付管理の請求について減算を行ってください**。

２　廿日市市における正当な理由の範囲

本市においては、次に掲げる場合にのみ正当な理由と判断します。

⑴　当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域内に、各サービスの事業所が５事業所未満である場合

⑵　当該居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を受けている場合

⑶　当該居宅介護支援事業所の判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画数が２０件以下である場合

⑷　当該居宅介護支援事業所の判定期間の１月当たりの各サービスの平均居宅サービス計画数が１０件以下である場合

⑸　次の①から③までの、適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中している場合

①　居宅サービス計画の作成に当たって、利用者によるサービスの選択に資するように、居住地域等における複数のサービス事業者についてのサービス内容等を適正に情報提供していること。

　②　提供を受けた事業者等の情報の中から、利用者の主体的かつ具体的なサービス提供事業所に関する希望があり、それを勘案した結果であること。

③　①と②の内容について、計画の作成時や変更時等にアセスメントや支援経過等の記録として適切に記載していること。

※　ただし、⑸の「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」こと**のみ**を正当な理由とする場合には、上記⑸の３点を満たしているか内容の確認をするため、該当する利用者（計画）について、別紙「特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書」を作成してください。（この書類は提出不要ですが、集中減算の判定時又は実地指導などの際に適宜確認を求めることがあります。）

例えば、特定のサービス事業者に偏った情報提供を行っている場合や利用者が選択する前に同一法人のサービスを組み込んだ居宅サービス計画の原案を最初から提示しているような場合には、正当な理由になりません。